

平成 19 年度第 1 回尾西地域審議会会議録

○日時

平成 19 年 5 月 22 日（火）午後 3 時 29 分～午後 5 時 10 分

○場所

尾西庁舎西館 2 階 特別会議室

○出席者

委員：8 名

行政側：市長、企画部長、同参事、企画政策課長、同副主監、地域ふれあい課長
事務局：尾西事務所長、総務管理課長、同副主監、同主査、同主事

○欠席

委員：2 名（岡田委員、妙楽委員）

（午後 3 時 29 分開会）

【尾西事務所長】

皆さん、本日は大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

定刻より少し前ではございますが、ただいまから平成 19 年度の第 1 回尾西地域審議会を開催させていただきます。本日は岡田委員さんと妙楽委員さんからご欠席の連絡をいただいております。その他の委員さんの出席をいただいております。会議の要件を満たしておりますのでご報告させていただきます。

ご承知のように、本日出席の委員さんは、平成 17 年 4 月 1 日にご就任いただき 2 年の任期を満了され、引き続き 19 年 4 月 1 日より 2 か年間委員をお願いするものでございます。この会議の招集は、「地域審議会の設置等に関する協議」第 7 条の規程により、「委員の任期満了後最初に開催される会議は、市長が召集する。」となっております。市長が召集させていただいておりますことをご承知いただきますようお願いいたします。

開会に先立ちまして、市民憲章の唱和をお願いしたいと思います。この市民憲章は、新生一宮市の「心触れ合う躍動のまち」を目指して市民憲章策定委員会で素案が策定され、19 年 3 月議会の議決を経て制定されたものです。お手元に「一宮市民憲章」をご配付させていただきましたのでご覧いただきたいと思います。

では、先導を策定委員でもあられました吉田委員さんをお願いしたいと思いますのでよろしく願います。

【吉田委員】

ご指名を受けましたので、市民憲章の唱和を先導させていただきます。

(市民憲章唱和)

【尾西事務所長】

ありがとうございました。それではお手元の次第に沿って会議に入らせていただきます。はじめに、谷市長よりごあいさつ申し上げます。

【市長】

改めましてこんにちは。大変お忙しい中、尾西地域審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございました。引き続きお世話になりますがどうかよろしく願い申し上げます。

昨年未から選挙、選挙でございましたが、一ヶ月前には市議会議員選挙も終わりました。尾西地域からも 7 人の議員さんをご選出いただきました。6 月 1 日から 6 月議会も始まるわけでございますけれども、78 人から 75 人になり、そして今回 44 人ということで、私どももその変化の激しさといいますが、いささか驚きを感じる状況でございますが、また皆様方にいろいろとご尽力をいただきながら新しいまちづくりに向けて努力を重ねていきたいと思っております。今日は、議題の 3 番のところでも市政概要について挙げてございまして、後ほど新年度の当初予算の主な事業、或いは財政の簡単な状況について、少しご説明をしたいと思っております。合併して 3 年目に入ったわけでございますが、いよいよ本格的な新生一宮市のまちづくりに本腰を入れて取り組まなければならないと思っておりますので、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶に変えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

【尾西事務所長】

ありがとうございました。それでは議題に入らせていただきます。最初の議題 1「会長、副会長の選出について」をお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、委員さん方は、再任後最初にお集まりいただいております。この審議会は、会長、副会長さんが不在となっております。選出につきましては、「委員さんの互選により選任する」ということになっております。よろしくお願いいたします。自薦、他薦結構です。

【宮田委員】

17 年度、18 年度の 2 年間に渡りまして、地域審議会の会長、副会長をお願いしました、吉田会長と岡田副会長に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声、拍手)

【尾西事務所長】

会長に吉田弘さん、副会長に岡田春雄さんをお願いしたいと思います。ご異議が無いという事ですので、会長さんは、会長席の方に移動していただきまして、恐れ入りますがご挨拶をお願いいたします。

【会 長】

一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、「会長、副会長の選任」の件につきまして、前年度に引き続いて会長をとということではありますが、私もある程度の年をとっておりますが、ご指名でありますので2年間頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。平成19年度の第1回一宮市の尾西地区地域審議会委員の皆様方には、本日大変お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。本日の議題については、すでに皆様方のお手元に配付してあります、議題5項目について審議をしていただく訳であります。今日は市長さんにもご出席していただいておりますので、議題について忌憚りの無いご意見等をおっしゃっていただいて、市政に反映していただきたい。というように思う訳でありまして、どうかひとつ皆さん方、忌憚りの無いご意見等をおっしゃっていただきまして、また市に協力していただきまして、より良い一宮市のこの尾西地域がこれからも発展していきますよう皆様方のご助言をお願いしたいと思っておりますのでどうかよろしくお願い申し上げます。就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。

【尾西事務所長】

ありがとうございました。

続きまして、議題2の「諮問について」ということですが、本審議会への諮問を市長から会長にさせていただきますのでよろしくお願い致します。

【市 長】

一宮企発第5号。平成19年5月22日。尾西地域審議会会長 吉田 弘様。一宮市長 谷 一夫。諮問書。地域審議会の設置等に関する協議第3条第1項第3号の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求める。記。1、地域振興のための基金の活用に関する事項。平成18年度に積み立てた地域振興基金10億円の運用から生ずる収益を、「美術館運営事業」及び「博物館運営事業」実施に係る経費の財源に充当して活用すること。(活用の理由)。名誉市民である三岸節子画伯の作品の展示会などを開催する「美術館運営事業」及び近代日本画の巨匠といわれる河合玉堂氏の作品の特別展や企画展などを開催する「博物館運営事業」は、著名人の生誕地という地域の特色を活かしながら、市民の交流や連帯が図られ、地域振興・まちづくりに資するものである。以上であります。よろしくご審議、お願いします。

【尾西事務所長】

市長におかれましては、一旦退席していただきまして、議事を進めてまいります。そして、議題3の「市政概要」のところで説明をお願いすることになりますので、控え室の方へお願いします。では、議事の方を会長さんをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔会 長〕

早速議事に入りたいと思います。議題の2番「諮問について(地域振興のための基金の活用に関する事項)」の説明を事務局をお願いいたします。

〔企画政策課長〕

企画政策課長の細江です。よろしくお願いいたします。

今回の「地域振興基金の活用に関する事項の諮問」は、平成18年3月30日開催の地域審議会で1度お願いしておりまして、今回は、2回目になります。

地域審議会へ諮問する根拠につきましては、お手元の諮問書の(写)を2枚撥ねていただきまして「資料2 地域審議会の設置等に関する協議」をご覧ください。第3条(所掌事項)に、「審議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。」と規定されており、第3号に「地域振興基金の活用に関する事項」が掲げてありまして、この規定に基づくものでございます。

恐れ入りますが、1枚目の「諮問書」に戻っていただきまして、諮問内容は、市長が申しあげましたように、平成18年度に積立てた地域振興のための基金10億円の運用益を「美術館運営事業」及び「博物館運営事業」実施に係る経費の財源に充当して活用するというところでございます。

地域振興基金の活用について、撥ねていただきまして「資料1」をご覧ください。1番に「新市建設計画における地域振興基金の位置付け」が記載してあります。新市建設計画では、40億円が予定されており、18年度までで30億円の積立が終わっております。今後につきましては、未定でございまして、財政状況、金融情勢などの観点から総合的に判断して参ることになります。

2の方に「基金設置の目的」が記載してあります。これにつきましては、一枚撥ねていただきまして「資料2」の裏面、資料の裏面になりますけれども、こちらをご覧くださいと思います。中段の方に「一宮市地域振興基金の設置及び管理に関する条例」をご覧ください。

第1条に「一宮市における市民の連帯の強化又は地域振興に要する経費の財源に充てるため、一宮市地域振興基金を設置する。」と設置の目的、活用方法が規定してございます。

第4条に「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」と、基金の運用については、元本保証、有利な方法により行うことが規定されています。

恐れ入ります。「資料1」に戻っていただきまして、3の「基金の種類等」

に、「基金、すなわち積立てたお金を運用して生ずる収益を活用、つまり、運用益を旧市町の地域振興や地域住民の一体感の醸成のための事業の財源にする。」ということでございます。

そして、4と5に記載しましたように、平成18年度の積立額10億円の運用益が年間1,055万円と決まって参りましたので、今回、お諮りするわけでありませう。

運用につきましては、金融情勢が不透明な状況でありまして、将来の金利の上昇を考慮して、10億円を5億円ずつ2つに分けて運用いたします。一つは、地方債ということで大阪府の府債、5年間のものを5億円分購入し、利回りが1.3%、年650万円の収入、もう一つは3年の定期預金に預け入れまして、利回りは年0.81%、年405万円の収入となり、合計1,055万円となります。

運用益を財源として充当する「美術館運営事業」及び「博物館運営事業」につきましては、今回の1,055万円分の事業を新たに追加するというものではございません。

行政側の考えだとしてご批判をいただくかもしれませんが、2市1町が合併をして新しい市になった訳でありまして、必要な事業、優先度の高い事業などは、財源を確保し、あるいは工夫などをし、確実に実施していかなければなりませんし、また、見直し、廃止なども必要に応じ実施していかなければならないと、考えております。

先ほどご唱和いただきました、市民憲章を新しく制定しましたのも、その一つであり、地域審議会の委員の中にも関わっていただいた方がございます。

美術館運営事業につきましては、平成19年5月11日から6月17日まで開催の「多彩な響き 大村コレクションにみる女子美術大学に関する展示会」と、「子どもミュージアム 三岸節子と出会う夏」、これらは女性洋画家として初めての文化功労者にもなられた、一宮市小信中島、旧の中島郡起町生まれで世界的に活躍された三岸節子画伯に係る展示会であり、その他、彫刻家・版画家の青木野枝氏の展示会など特別展3回、企画展1回を予定しており、全体で2,340万円余の19年度当初予算を計上しております。

また、「博物館運営事業」につきましては、企画展4回、特別陳列1回、特別展1回、作品展1回、全体で2,570万円余の予算を計上しており、中でも、特別展「没後50年 川合玉堂名品展」は、一宮市木曾川町外割田で生まれた近代日本画の巨匠・川合玉堂画伯が昭和32年に亡くなられ、平成19年が没後50年となり、これを記念して開催するものであります。

なお、これは参考ですが、18年度の美術館運営事業では、「三岸節子と装丁」などの特別展が2回、予算ベースで1,800万円余を計上しております。

以上のように、美術館及び博物館の事業は市民の交流や連帯、文化振興・地域振興・まちづくりに貢献すると考えております。

また、17年度に積立てた地域振興基金の活用は、資料1の方をご覧いただ

きまして、資料 1 の 6 番に記載してありますように、まつり事業に充当しております。

地域振興基金の運用益を財源として毎年度充当するこれらの事業は、全事業費を基金の運用益で賄うというわけではありませんが、財源の裏付けがあり、事業としての位置付けが確固たるものになるということでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

〔会 長〕

ただいま、説明が終わりました。審議に入ります。ご質問がありましたら、ご発言を願います。

〔臼井委員〕

17年度に積み立てた分2,370万円は、まつり事業に使うということで、それは19年度も同じように使うということになるんですか。

〔企画政策課長〕

それは毎年度、まつり事業ということですよ。

〔臼井委員〕

そうしますと、定めると毎年固定化しちゃうという訳ですね。例えば、今回10億円については、三岸節子美術館と博物館に使うという事に決めますと、来年もそうですよ、再来年もそうですよという可能性がある。固定化してしまう可能性があるんですね。

〔企画政策課長〕

事業として、当然必要性とか、見直し等がかかってきますので、例えば事業が極端に縮小してしまうとか、或いは無くなってしまうという事であれば別ですけども、まつり事業というのはまちにとって重要な事業で、旧市町を含めてそれぞれの地域にとって重要な事業と捉えておりますので、事業が毎年続いて、一定規模で行われていると、その中で、財源として事業が続いておりますので、毎年度充当させていただくということでございます。それは、ひとつは基金の財源ですので、全てをやるという訳では当然ございません。もっと規模は大きいですので。その一部ですけども、財源を充てて事業としての位置付けを確保していく訳です。

先ほど申し上げましたように、他の事業を全くやらないという議論があったと思いましたが、それにつきましては、先ほど申し上げましたように、当然2市1町が合併して新しい市になったんですから、優先度の高い、必要な事業は、この基金でなくてもいろんな意味で財源を確保して、或いは工夫して実施すればいい。ということでございます。これは、例として適当

でないかもしれませんが、先ほど博物館関係の説明で、川合玉堂の没後 50 年と申しましたけれども、例えば前年度なんかは、そういう基金の財源充当はなかったですけども、一豊関係の事業は盛大に開催しましたし、或いは、美術館関係でも 1,800 万円余の事業をやっておりまので、固定するというか、要するにそれが重要な事業ですから、その事業が当然必要ということで続いているものだからその事業をさせていただいているという事でございます。他の事業でも、基金は無いにしても、必要な、或いは重要な事業であればやっていくということですので、ご理解を申し上げます。

【会 長】

他にありましたら、発言をしてください。

【岩田委員】

これは、旧尾西市、旧木曾川町に対する資金として充てられるというふうになる訳ですね。そうすると旧一宮市に対しては、何かそれに相当するものあるのですか。

【企画政策課長】

これは、例えば、物を旧の尾西地域に造ったとかということですが、基金の運用面の充当につきましては、旧市町ということですので、当然旧一宮市も入りますし、旧尾西市、旧木曾川町も入ります。今回の美術館事業とか、博物館事業は、例えば三岸の美術館であれば旧尾西市の地域にありますけども、当然旧尾西市の方だけが行くという事ではなくて、勿論市外の方も入りますけども、一宮市全域の方が行かれますので、その地域だけに確定するという事ではなくて、2市1町全域に関わる事業、地域間交流を図れる事業を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【中島委員】

岩田さんとある意味同じ事をもうちょっと少し丁寧に教えていただきたいのですが、設立の目的が所管区域となっておりますのでしょくないのかもしれませんが、前回の時からずっと気になっていたんですが、一宮市からの意見をどう求めるかということも当然あって、つまり、三つが一緒になって、ふたつだけについては地域審議会があるけれど、一宮市もあれば、俺のところは大きいから要らんという感覚でとらえられとったのでは、ちょっと困るような感じがするんですが、そこら辺、いわゆるもう少し本質的なところに関わりますので、ちょっと前から気になっていたことでして、あえて今、岩田さんと似たことをちょっと感じていたもので、もう一度説明していただきたいなと思います。

【企画政策課長】

その辺、制度的なことになるかと思えます。今ご指摘いただきました協議の関係ですけれども、合併ということがありまして、もちろん対等の精神ということなんですけれども、形の上では編入合併という形がとられておりますので、編入になった地域につきましては当然今後のこといろんなご意見をいただかなければいけないということで、法律に基づいた制度ができておりまして、まだ新しい市ができておりませんので、協議という形でそれぞれの市町の議会の議決を得てこのようになったと。今言われましたように、なぜ一宮市にはないという事かと思えますけど、それにつきましては対等の精神ということでありまして、編入合併という形式をとられたものですから、その編入となりました旧尾西、旧木曾川の地域に対して審議会の設置が行われた。所管区域につきましても、当然それぞれの区域ということで限定してございます。ただ、限定してあっても、例えば先ほどの「美術館事業」とか、「博物館事業」或いは、「木曾川図書館に関する事業」もありますが、ひとつの地域に固定するということは、普通は考えられませんので、当然一宮市全体ということで考えますので、総合計画の方も同じだとは思いますが、とりあえず規定上は法律に基づいた制度ですので、聞かれば「所管区域は決っております。」ということなんですけれども、審議していく中ではおそらく市全体を考えないとなかなか審議が進まないのではないかと、というふうに考えております。

【会 長】

他にありましたらご発言ください。

【渡辺委員】

今聞き漏らしたんですけど、この10億円を5億、5億で積み立ててというところをもう一度説明いただけんですか。それに対する運用益が1,055万円あるということ云々についてです。

【企画政策課長】

金融情勢は、ずっと低金利といいますが、ほとんど金利がないような状態が続いておりまして、このところ金利につきましては上昇的なところが見受けられる時期もありましたけれども、最近はやっと不透明ですけれども。そういう金融情勢が非常に不透明な状況にありますので、例えば10億円を1本で10年間もので預けてしまうと、途中で換えることができません。それを防ぐために5億円ずつ二つに分けて、なおかつ10年間ということではなくて5年間と、5年間経てば換えれると、或いは3年間経てば換えれる。ということで、5年ものと3年もの二つになりました。そして、ひとつは5年ものが地方債ということで大阪府の府債、利回りが1.3%、年間65

0 万円の収入。もう一つは 3 年の定期預金で三菱東京 U F J 銀行のマルチコーラル預金に預け入れまして、利回りが年 0 . 8 1 % で、年間 4 0 5 万円の収入となりまして、合計して 1 , 0 5 5 万円ということになります。

従いまして、5 年間、3 年間経って、もっと有利なものが出ていけばそちらの方に換えていくということになります。

【渡辺委員】

大阪府の府債が確実に 1 . 3 % で決まっているということで、確実にあればいいですけど、国の策だとか、地方のいろんな財政の問題がありますよね。もしマイナスになったらどうなるのですか。そこら辺のところは誰が責任を持って、どういうふうになるのか。

【企画政策課長】

ひとつは、利回りの関係とか元本保証のことだと思いますけれども、大阪府の府債につきましては、ひとつは元本保証と、もうひとつは利回りの保証がされています。もうひとつの預金の方も元本保証されておりまして、利回りも保証されています。ですから、こんなことはないと思っておりますが、よほど天変地異でもあって、自治体制がなんかあったとか、そういう極端なことがあれば別ですけども、基本的には元本保証と利回りは保証されているということでございます。

【渡辺委員】

そうですか

【会 長】

他によろしいですか。

中身は皆さんに説明しないといけないが、預金利息がなくなった場合は、三岸にしても博物館にしても運用は良いだろうかということ、「運用は市が予算を組んだ中で、この預金の方を使いますよ」ということだから、そういう説明をすれば、あまり難しい説明ではないと。仮に年間に三岸が 8 千万とか 1 億運用費が掛かると、その中の一部に充てますよということであれば良いけど、このお金で運用するということになると、このお金が赤字になった場合とかマイナス場合は良いかという疑問が生ずる訳だ。そういうふうに説明しないと。要するに、そういうことではないですか。予算で三岸節子の運用に年間いくらかかるのですか。

【企画政策課長】

はい、2 , 3 4 0 万円余です。

【会 長】

それは企画展の予算でしょ

【企画部長】

運用だから、人件費から施設の管理費全部入れたら何億かかっているということでしょ。

【会 長】

何億だな。そんな小さな金額じゃないと思う。

【企画政策課長】

それは事業の方です。特別展の展示会の方です。ですから実際にはもっとかかっております。

【会 長】

よろしいでしょうか。質疑も出尽くしたようであります。市長に答申をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【総務管理課長】

会長、それでは、答申の案の方をまとめさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【尾西事務所長】

それでは、今お配りしました案を読ませていただきます。(案)です。平成19年5月22日。一宮市長 谷一夫様。尾西地域審議会会長。地域振興のための基金の活用に関する事項について(答申)。平成19年5月22日付一宮企発第5号で諮問のありましたこのことについては、地域審議会の設置等に関する協議第3条第1項の規定により、下記のとおり答申します。記。(答申事項)地域振興のための基金の活用については、諮問のとおり活用されることが適当と認めます。(理由)三岸節子記念美術館は、画伯の出生地跡に建設された文化の誉れ高いこの地域のシンボリック建築物であります。今日までに画伯にちなんで企画された特別展、企画展などは、広く遠隔地からも来館があり、今も強く愛好者の心をつかんでおります。さらに、新進作家の作品展の開催、小中学生を対象とした美術教室の開催、広く市民を対象とした講座の開設等、文化芸術の発信基地として幅広い利用がされております。今後とも一宮市の芸術文化の中核的な施設として基金を活用して運営を図られたい。以上です。

【会 長】

ただいま事務局から答申案について朗読していただきました。これによれば、案の文字を取り除いて市長に答申したいと思いますがいかがでしょうか。

【臼井委員】

当初いただいたのは博物館運営事業にも資金を使うと書いてありましたけど、こちらは三岸節子記念美術館だけの答申だった、運用益の使用ということになるのですか。諮問書の活用の理由だと、「美術館運営事業」これは「博物館運営事業」というのも三岸節子記念美術館の中でやるということですか。そういう考え方でいいですか。諮問書の(活用の理由)と書いてありますね。

【企画政策課長】

二つの事業に、美術館と博物館のそれぞれで行う展示事業について充てさせていただくということです。答申の方で、「諮問のとおり活用されるというのが適当」ということなので、先ほど申し上げました「美術館事業」と「博物館事業」の二つについて活用するのが適当ということをしていただき、おそらく理由の方が、特に当地域の方に関係が深い、三岸節子記念美術館の事業を中心にあげられたということで読まさせていただきました。

【臼井委員】

そういう解釈で良いですね。

【尾西事務所長】

木曽川の方にも地域審議会がありまして、木曽川でも同じような答申の理由を付けてみえますけど、木曽川の方としては、いわゆる川合玉堂の博物館運営事業ということで理由が出ておりますで、この尾西地域の、いわゆる地域振興のための基金としては三岸節子の美術館運営事業ということで、その各々の地区で答申をいただいております。

【企画政策課長】

先ほど会長さんの方からご指摘のありました、とりあえず今回展示会ということでお話しさせていただきましたけれども、当然美術館の全体としては、19年度の当初予算としては1億1千2百万円余の予算でございます。博物館につきましても、2億6千6百万円余ということですので、全体の中の一部の展示事業、その中に使わせていただくと。もちろん事業として優先度が高い、必要な事業であれば仮に基金の方の運用益がどうなろうと事業としては使わせていただくということです。

【会長】

はい、よろしいでしょうか。

〔中島委員〕

ちょっとお尋ねしておきたいのですが、岩田さんもそういう感覚だと思いますが、「一宮市というのは無視して良いのですか。」という言い方で質問させていただいたのですけれども、あまり一緒になったもののところに建物があるから、これは三岸だ、これは川合玉堂だという感覚はどうもちょっと。答申は、それはそれでいいのですが、何となくこだわりというか、気持ちがあり良くないという感覚が、前で臼井さんもうなずいておられますけれど。

〔臼井委員〕

両方書けばいいと思うんですよ。一宮市全域の事業ですから。尾西市は尾西市だ、木曾川は木曾川なんて事は……

〔中島委員〕

あまりそれを主張されると、案として返って偏ってしまう。一緒になったということの意義が。いやこれは旧尾西だ、いや旧木曾川だということのを助長するような感じがしてならないのですけれども。諮問の方については、こういうことに使われるということに何ら反対は致しません。大変結構なことだと思いますけれども、どうも旧何々、旧、これをいい加減に払拭してもらわないと困ると思います。

〔会 長〕

はい、よろしいでしょうか。尾西事務所長、いいですか。

〔尾西事務所長〕

一応尾西地域審議会としての答申は、吉田会長名で谷一宮市長に答申するという形で準備をこれから進めて行きたいと思いますがそれでよろしいですか。

〔会 長〕

よろしいですね。はい、ありがとうございました。

〔尾西事務所長〕

それでは会長のご署名をいただけるように準備をこれからいたしますので、会議の最後に答申をしていただきますので、議事を進めさせていただきますようお願いいたします。

〔会 長〕

では、引き続いて議題 3 番の「市政概要について」を議題とします。市長さんをお呼びください。限られた時間でありますので、ちょっとはしょってやりたいと思います。5 時までですから、後 50 分しかありませんので。よろしく願いをいたします。

市長さんもおいでになりましたので、議題 3 番「市政概要について」市長さんより説明をお願いいたします。

【市長】

少しお時間を頂戴いたしまして、お手元に平成 19 年度当初予算の概要という資料がいておろうかと思っておりますので、これをご覧いただきながら話を聞いていただければと思います。1 ページ目は、当初予算編成の基本的な考え方でございますが、この部分はまた後ほどお目通しをしていただければと思います。

2 番の特に重点を置いた事業ということで、2 ページからでございますが、新年度の主な事業いくつか書いてございますけれども、時間もございませんので、いくつかピックアップをしてお話をさせていただきたいと思っております。

2 ページの上から八つ目の でございますが、市民病院本館の建替えでございます。4 年ほど前になりますが、南館という病棟の部分は建替えまして、本館といいますのは北側にありますが、1 階が外来になっておりまして、上に病室があるわけですが、30 数年経って相当老朽化が進んでおりますし、何よりも病院としての機能が、今の医療レベルから言うと少し物足りない部分がありますので、機能向上と特に入院する患者さん方のアメニティという言葉を使いますが、入院環境を良くするというようなことで、建替えを本年度から取り掛かります。

ポイントが三つほどございまして、一番目には、救命救急医療の充実をしたいということを考えております。一宮市と稲沢市、この二つの市の地域は、人口は約 50 万人であります。尾張西部医療圏という二次医療圏になっておりまして、国の方針ではこの二次医療圏ごとに救命救急センターを整備しようということで、今、全国的にそういったことが進められております。愛知県下でもほとんどの医療圏では、すでに救命救急センターができておりますが、一宮市の地域、尾張西部にはまだ無いということでございまして、市民病院の本館の建替えに併せて、この救命救急センターの指定に耐えられるような設備を持った病院を目指したいというのが一点目でございます。

二点目は、しばしば新聞、テレビ等で報じられておりますが、いろんな地域で産科の先生がいなくなってしまう。或いは非常に数が減ってお産が取り扱えない。或いは小児科の先生が手薄になって、特に小さなお子さんの急な病気、或いは夜間の診療、そういったものに不自由なといったことがある訳でございますが、こういった部分につきましても市民病院は、地域の中心的な病院としてきちんとした体制を整え、安心して子育てをしていただけるよ

うな、或いは出産をしていただけるような、そういった整備をしたいというのが二点目でございます。

三点目は、日本人の死亡原因の第 1 位というのが依然として癌でありまして、癌で亡くなる方が一番多いわけでありまして。今、国もあげて癌に対する戦いを始めているところでありますが、一宮市民病院も昨年「地域がん診療拠点病院」という指定を受けました。癌の診断と治療について、この地域のシンボリックな病院としてやっていけるような、機能の充実を図りたいと。こういった三点を目標に致しまして、工事を進めてまいります。

今の現在地で工事を行いますので、古い建物を壊しては造るということが必要となってまいりますので、若干工事が長引くわけでありまして、平成 22 年から 23 年にかけてすべての工事が完了するだろうと、こんな予定を致しております。

二番目の「自然と共生する快適なまちづくり」という部分でございますが、上から五つ目、小信調整池築造工事の推進ということで、この調整池は旧尾西から引継ぎのあったものでありますが、総額では 13 億円余の大きな事業でございますけれども、当年度まず 4 億 7 千万円程予算化を致しておりますので、小信調整池の 1 期工事と申しますか、そういった工事を始めたいと思っております。

下へ行きますと、(3)でございますが、「産業が躍動するまちづくり」という部分であります。四つほど事業が書いてありますけれども、まず、繊維の振興事業ということですが、先ほど市民憲章の前文でも「一宮市は繊維を中心に発展してきました。」というように述べられておりまして、歴史的事実ではありますが、産業のピークというのは昭和 63 年でございますので、このときの製品の出荷額が 4 千億円を越えておりましたけれども、現在の状況は 1 千 2 百億円から 1 千 3 百億円ということでありまして、まさに 3 分の 1 から 4 分の 1 に近いような状況になっております。

しかし、繊維関係の事業所の数は全事業所の約 6 割弱でありますし、そこで働く人の数も全体の働く人の数からいきますと 3 割位を占めておりまして、やはり繊維産業、非常に沢山の割合を占めているということも一方いえるわけですので、そういう意味で繊維が元気にならないと沢山の事業所、或いは働く皆さんが元気を実感できないということになります。繊維産業の振興については、やはり重要なテーマだと思っております。

平成 14 年からファッションデザインセンターを中心として、新しい方向性で事業に取り組んでおりますが、一言で言いますと、地方との安値競争はいい加減にけりをつけて、世界を見渡せば、良いものであれば高くても買ってくれるマーケットはあるわけでございますから、そういった製品を作る技術や伝統や産業基盤は尾州には十分でございますので、そういったマーケットに向けてビジネスができる、そういった産地に変換をしていこうという方針でやってきております。

東京で、或いはパリでも見本市を行っておりまして、十数社であります、非常に元気で意欲的な企業の皆さんに参加いただいて、さまざまな作品を出していただいております。回を追うごとに、国内でも海外でも評価が高まってきておりまして、昨年なども大変沢山の見本の請求、或いは直接ビジネスへの発展、そういったものなども見られております。ちょうど今、今日、東京でも今年の見本市をやっておりますが、おそらく沢山の皆さまにいただけるだろうと思っております。

今年は人材育成事業にも着手をいたしまして、繊維の仕事についてはこれまでと同じ方針で進めていきたいと思っておりますが、実は一宮市も繊維以外にも金属加工でありますとか、プラスチックでありますとか、食品加工などさまざまな分野で、ユニークな企業さんが沢山ありまして、それぞれにいい仕事をしておられます。そういったところにもっと発展をしていただく、或いは新しい将来有望な企業を外から引っ張ってくるといった事も非常に大事だと考えております。

一宮市の立地を見ていただきますと、ちょうど日本列島の真ん中にありまして、元気な名古屋からも 10 分で来られます。そして、高速道路網が発達し鉄道網もあるということで、いわゆる企業から見ると魅力的な立地条件であろうと思います。ここ 2、3 年、ならしますと月に二つから三つ位の割合で、「一宮市で工場を建てたいけれども良い土地はないだろうか。」という問い合わせがある訳でございますが、残念ながら致命的な弱みとして土地が無いというところがありまして、右から左へ「どうぞ」というわけにはいかないのが実態でございます。

丹陽北部地区というのがここに書いてありますが、場所は 22 号線の東側で、名神高速道路の北側でございます。尾張一宮パーキングエリアがございしますが、パーキングに接した部分で、地名で言いますと三ツ井とか重吉というところですが、100ヘクタールほどあるのですが、純良な農地が広がっております。ただあそこも、地元へ入ってここ数年、いろいろと地主さんの調査をしたり、地元の皆さんと意見交換をしたりしてきておりますが、やはり 7 割、8 割の方は将来農業を継続できないということでありまして、この機会に何とかしなくてはいけないという気持ちを強くお持ちでございまして、前向きな方向性が、いま出かかっているところでございます。

100ヘクタールのうち、土地改良で 7 割位は農地としてきちんと整備をし、残りの 3 割、或いはもう少し、農業以外の用途に供する土地が生まれないうか、ということでやっているわけですが、何といたっても青地でありますので、どうしても一定の時間がかかります。今、待たなして、とにかく市のスピードが大事なものですから、丹陽の北部地区は、これはこれで進めていきますけれども、もう少し手早く、これほど広くなくてもいいからもう少し早くなる場所はないのかと、二か所ほど目星をつけまして、そこと併せていろいろと計画を進めている。そういう段階でございます。

それからもうひとつ、中心市街地の活性化についてもいろいろとプランを練っておりまして、全国どこの街もといってもいいですが、多くのところで中心市街地が衰退をしております、商店街がシャッターを閉めたり、人口が流失して高齢化が極端に進行したりというようなことが起こっております。これはやはり由々しき問題でありまして、街の顔でありますので、一宮市の中心市街地も何とかしなければいけないというように考えております。

この中心市街地活性化をする一番のキーになりますのが、尾張一宮駅の駅ビルでありまして、昭和 26 年、27 年に建てられたわけではありますが、五十数年経ってまさにこの一宮の今を象徴しているような建物に見えるわけですが、あれがもう少しきれいになれば、おそらく周辺の皆様方の気持ちも変わってくるし、市民も元気になれるのだらうと思っています。私も市長になりましてから JR には何回も参りました。私の前任者の市長さんも、一定の方針で JR へ行っておられたわけですが、つまりは、JR の土地の上に JR の建物、駅ビルが建っている。そういうことで「JR の方で駅ビルを何とかしてください」というスタンスをお願いをしていたわけですが、2 回、3 回と行きましたけれど、こういうスタンスでは JR はまったく取り合う余地はないと、まったくやる気が無いという事がはっきり分かりまして、一宮市、或いは一宮の市民の皆さんが、「あの駅ビルはもう適わない」と、「何とかしなくてはいかん」と、本当に思うのであれば、我々がやっぱりスタートを、腰を上げないと前に進まないという事でありまして、そういう方針を数年前に打ち出しまして、JR といろいろと折衝をして参りました。今の段階は、一宮市として、こんな駅ビルがいいと思うという叩き台といえますか、そんな案を今ほぼ出来上がりまして、JR に提示をし、JR が内部で色々議論をして、これで行こうという事になったら、それを叩き台として、いよいよそこから正式に JR と協議の場が設けられて、練り上げていくということになるわけでありまして、現在はまだ、水面下の交渉というような段階でございます。つい先日も一部の取り壊しが近々始まるというような報道がされましたし、今日の中日新聞にも、どうも連載をするようになりますが、駅ビルの歴史みたいなことをいろいろとこれから掲載されるようございまして、だんだん関心が高まっていくと思われまいますので、早くこんなふうになりたいと思っていますということをご説明できるような段階まで何とか持って行って、早く皆様方にご説明をしたいと思い、鋭意努力をしているというタイミングでございます。

3 ページの方へ行っていました、(4) で教育・文化のまちづくりということで書いてございます。最初の では、小中学校の校舎或いは屋内運動場の耐震についての事業でございますが、今、一宮市には小学校が 42 校、中学校が 19 校、合わせて 61 の小中学校がございます。耐震につきましては、昭和 57 年から新しい建築基準法ができましたので、つまり昭和 56 年より前に建てられた建物について耐震診断をなささいということになってお

りまして、平成 14 年からずっと耐震診断を続けてまいりました。その結果、17 年にすべて終わって、結果が出まして、151 棟の校舎について何らかの耐震性の問題があるということが分かりました。全体像が明らかになりましたので、より耐震性の低い、危険度の高い校舎から順番に手をつけていこうということで、すでに工事に掛かっておりまして、昨年度までに 31 棟については、耐震補強工事を終了致しております。まだ 120 棟残っております。今年度から 4 年かけて、平成 22 年度までにこの 120 棟につきましては、或いは屋内運動場につきましては、屋内運動場も二十数か所耐震補強工事が必要であります。合わせて 4 年間で完了したいと思っております。

地震対策、或いは水の対策、先ほど小信調整池の話をさせていただきましたが、水対策も東海豪雨以降特に力を入れて進めてきておりまして、災害対策に本年度は 26 億円程予算を組んでいます。まだ当分の間、こういった災害対策にもお金がいくのかなと思っているわけでもございます。

(4) の上から 7 番目になりますが、特別展というところで「川合玉堂名品展」と「多彩な響き展」、この「多彩な響き展」は、今、三岸節子美術館で行われているわけですが、こういった催しも、先程ご審議いただきました基金の運用益を充当させていただくということでございます。

(5) では、活発な交流が生まれる魅力あるまちづくりということでございます。最初の では、新一宮尾西線について書いてありますが、新一宮尾西線は、従来は、西尾張中央道のところまで駅方から延びてきて止まっております。昨年度、それを西の方へ進めまして、大和町の福森あたりの工事がもうそろそろ終わる頃であります。この後いよいよ旧尾西市境の方へ入っていくわけでありまして、艶清さんの南側を通過して三條へ延びていく訳です。

それからまた、循環バスにつきましても、これまで尾西市については 3 路線走っておりまして、それを 2 路線にさせていただいて、その代わり土日も運行させていただくと、運賃もこれまでは無料でしたが、ワンコインの 100 円要りようということで、お願いするということで進めております。

四つ目の では、木曾川尾西緑地整備事業ということで書いてございますが、これもすでにお目に留まっているかと思えますけど、新幹線の鉄橋から上流に向けて、まずは工事を進めておりますが、特に今、濃尾大橋の辺りを階段状に川表が整備をされまして、今度の花火大会には、あそこでいい環境で、皆様方にはご覧になっていただけるのではないかと考えています。堤防と整備をされた斜面との間に 10 メートル近く平らな部分がありますが、そこには遊歩道とサイクリングロードができる予定でございまして、これは花火大会が終わった後、多分 10 月頃になろうかと思っておりますが、その頃から着工すると、こんな運びになっております。

では、一枚撥ねて頂きまして、財政について少しお話をさせていただきたいと思います。4 ページ、5 ページでございますが、まず、歳入の方でございます。ここに5本の棒グラフが立っておりますが、一番左の15年度の棒グラフは、合併前の旧一宮市の当初予算でございます。16年度のグラフは合併以前の2市1町の当初予算を合算いたしまして、1本のグラフとして示しております。17年度以降は、当然新しい一宮市の当初予算ということになりまして、それぞれのグラフの上の欄外に数字が書いてございますが、これが、それぞれの年度の当初予算の額でございます。19年度は、870.7億円ということございまして、昨年度と比べますと20億円余多いという予算になっております。

19年度のグラフの一番下の市税というところをご覧くださいますと、今年市税収入474億円余を見込んでおります。昨年と比べますと47億円程多いわけでございます。なぜ、税収が増えるかということになりますが、幾つか理由はございますけれども、ひとつは、特別減税の制度が廃止となりました。減税が廃止となりましたから、当然税収が増えるということになります。それから、ここ3年程、三位一体の改革というのが行われて参りまして、国から地方に来る補助金がカットされまして、カットした補助金の一部の財源を移譲する。税源として委譲するという形になって、地方にこれらが回ってくるわけでありまして、そういったことが本格的に今年から始まっておりますので、そういう事で税収が増えております。勿論やや景気が底を打って回復傾向にあるということもございまして、そういう意味でも税収は若干増えておりますので、そういった影響も当然あるわけでございます。

増えるばかりではありませんで、一つ上を見ていただきますと、地方譲与税というのがありまして、これは今年12.3億円、昨年と比べますと27億円以上も少なくなっております。これは何故かといいますと、先程申しました三位一体改革で、地方に権限と財源を移すということですが、昨年までは地方譲与税という形で、国が徴収した税金の一部が地方に回されてきていたのですが、この部分を少しカットして、カットした分に見合う額を市が徴収する税の中に含めて委譲するという事に仕組みが変わりまして、先程47億円増えておりますが、一方ではこうして27億円減らされているという状況もいろいろと複そうしているということでございます。

二つ目には地方交付税というのがございまして、今年74億円余、昨年と比べますと8億円以上少ないわけでありまして、この地方交付税もここ数年、大変厳しく削減されてきておりまして、地方交付税の削減が特に厳しく、重く感じるのやはり規模の小さな自治体になります。それが平成の合併が大幅に促進されたひとつの要因になっております。8億円以上の大きな減額になっておりますが、もし合併をしていなければと考えますともっと大幅に減らされていたのだと思ひまして、合併の特例というのがございまして、合併したところは減らされかたが少し甘くなるという制度がありますけど、目には

あまり見えませんが、こういうところにも若干の合併効果があるということでございます。

そこから三つ上、上から二つ目ですが、市債というのがございまして、52 億円、市債といいますのは市がする借金のことでありまして、今年の当初予算では 52 億円の借り入れをして、それが一部の財源となっている事業をしていくということでございます。

もう一枚撥ねて頂きまして、6 ページ、7 ページ、今度は出て行く方でございます。参考グラフは先程と同じようにご覧いただきたいと思いますが、まず、グラフの一番下の人件費というところをご覧いただきたいと思いますが、左から 2 本目の 16 年度の人件費を見ていただきますと 204.8 億円、つまり合併する前の旧一宮、尾西、木曾川の人件費のトータルが 204 億円以上掛かっていたということでありまして、

平成 17 年度を見ていただきますと、合併初年度は人件費が 186 億円余でありまして、18 億円余人件費が少なくなっております。これが、私どもが合併を進めようと思った要因のひとつでございまして、合併によってはこうした行政コストを減らして、より効率の良い行政を運用したいということでございます。

なぜ、こんなに人件費が減ったかということですが、一番分かりやすいのは、合併する前は三つの町に市長や町長或いは助役、収入役、教育長という人たちがそれぞれにいた訳ですが、三つあったのが一つになった訳でありまして、単純に言えば 3 分の 1 になりました。それだけでも、もう 1 億円以上の人件費の減になるということです。また、当然合併すれば職員もだぶついてくる訳でありまして、17 年度は職員の採用をしておりません。一般職の採用をしておりません。看護師とか、保育士とか、消防士といったような職種は採用しておりますが、一般の事務屋さんとか、技術屋さんといった職員は採用しておりませんので、退職した分だけマイナスになっております。したがって、127 人、17 年度は職員数が減っております。そんなことで、17 年度は 18 億円余の人件費がカットになったということでございます。

しかし、18 年度、19 年度と右の方へ見ていって頂きますと、17 年度とほとんど変わらない数字が並んでおりまして、「1 年目は頑張ったけど 2 年目以降は頑張らなかった」と言われる方も見えますが、実は 18 年度も職員数を 46 人減らしておりますし、19 年度も 38 人減らしております、3 年間で 211 人、すでに職員数を削減しております。従って、人件費の中の給与費という部分については確実に減っている訳ですが、人件費には給与費ともうひとつ退職手当が含まれております。団塊の世代がそろそろ卒業し始めておりますので、このところ退職者数がやや増加傾向でございまして、退職手当が当然増えております。こんなことで、人件費のうち給与費を削った分、退職金の増が埋めるというような形で、プラスマイナスがゼロになっているということですので、ご理解をいただきたいと思う訳であります。

人件費の上には扶助費というのがございます。扶助費というのは何かと言いますと、福祉に使うお金ということでございまして、今ご承知のように、高齢化が大変な勢いで進んでおりまして、お年寄りの数が増えて参りました。当然、お年寄りに対してのケアというのが必要でございまして、そういうお金でございます。或いは少子化に対してもいろんな手当てをしなければいけません。それもお金が必要であります。或いは生活保護の方も増えてきておりまして、いろんな方面からこの福祉の手当てというのはどんどん増えております。ちなみに、16年度をご覧いただきますと、扶助費は120億円です。3年間で25億円も増えておりまして、これを見ていただいてわかりますけれども、ひとつの費目で、3年間で25億円も増えているところはほとんど無い訳でありまして、福祉の部分はこれからも増えざるを得ないという部分だと思っております。こういったものが地方財政を圧迫しているということでございます。

扶助費の上には公債費というのがございまして、今年は92.5億円。これは何かと言いますと、前のページで市債ということで借り入れのことを申しあげましたが、これは、それに対応する部分でございまして、借りたお金を返す方、返すお金のことを公債費と呼んでいます。92.5億円の中には当然元金と利息がある訳でして、内訳を申し上げますと、元金が77.6億円、利息が14.9億円でございます。したがって、今年は52億円借りて、77.6億円返すという計画でございまして、結果的に25.6億円借入残高が減ると、当初ではそういう計画を立てております。しかし、6月、9月でまた補正を行いますので、若干の借り入れをしますから、当初の計算どおりには行きませんが、常に借入残高を睨みながらやって行きたいと思っております。このグラフの上の方を見ていただきますと、補助費とか繰出金という項目がございますが、両方合わせますと175億円余となっておりますが、今説明しておりますのは、一般会計という帳面でありまして、一般会計から他の企業会計とか、特別会計というのがございます。下水道とか、病院とか、国民健康保険とか、介護保険とか、老人医療とか、そういったものに対して、制度を運用していくために一般会計から繰り入れをしております。それがかなりの額になる訳でありまして、内訳を申しあげますと下水道会計には48億、病院事業会計には16億、国保には32億、介護保険には22億、老人医療には19億といった額を一般会計から繰り入れて、そういったさまざまな制度を維持していくということも実はあるわけでございまして、こういったこともぜひご理解をいただきたいと思っております。

次の8ページ、9ページでございまして、基金でございます。基金と言いますのは、特定の事業を行う目的で積み立てるお金ということでございまして、さまざまな基金がございます。

下から二つ目には体育館等ということで23億円余がございまして、これはもう20年以上前に設けられた基金でございまして、総合体育館を建てよう

ということがその頃から計画をされまして、積み立てられてきた基金でございます。しかし、平成 7 年に光明寺に国体のためにラグビー場が造られまして、そのときに一部この基金が使われましたけれども、それ以降総合体育館の計画も延べ延べ的になっておりまして、この基金が使われることはございませんでした。しかし、ここにきまして総合体育館もいよいよ動き出しまして、これから実施設計に取り掛かろうという段階に来ております。小中学生から年配の方までたくさんの方がスポーツに親しんでいただいておりますけれども、そういった皆さんがスポーツを通じて、健康的な人生を送っていただけるような環境整備も必要であると思っておりますので、そういった事業についても積み立てていきたいと思っております。

その上の都市計画の基金であります。これは旧の木曾川町から引き継いだ基金でありまして、木曾川町で下水道事業を行う費用に充当することに使っております。その上の地域振興基金は先ほどご審議いただいたものであります。その他のところで、右側の吹き出しでいろんな基金が載っておりますが、旧尾西から引き継ぎました木全・オーシマ奨学基金でありますとか、墨国際交流基金でありますとか、いろいろと旧尾西の基金もこの中に含まれております。

一番下に庁舎建設基金というのがありますけど、6 億円。これもまだここ 2 年程前から積み始めた基金であります。字のとおりでありまして、市役所の庁舎の建設を目的とした基金を積み始めました。庁舎の建設につきましては、従来、私どもの方針は小中学校の校舎の耐震でありますとか、或いは公民館等の建て替えでありますとか、市民の皆さんにより直結した、密接した部分を優先にやって、私ども職員が入る役所は、最後だろうと申し上げてきた訳であります。全部の公的建物の耐震診断を行っている訳ですが、市役所の庁舎の耐震診断を行いましたところ、あまり好ましくないという結果が出まして、特に 3 階の部分が一番危ないと、実はここに市長室がある訳であります。大地震の時に市長室が潰れたら大変なことになるということであります。それからまた、合併で分庁方式というのを今とっておりますので、どうしても教育委員会に御用があれば木曾川町の方へ行って頂かなければならない。いろんな御用に依じて尾西へ来ていただく方、本庁舎へ行って頂く方、それぞれ動いていただかなければいけない訳でありまして、市民の皆様からも議会からも、「やっぱりこれはいかにも不便だ」と、「早くここにしたいほうが良いぞ」と言うお声も頂いております。どこの場所でどのように建替えて行くかということも含めて、早い時期に建替えについても検討を始めていきたいと思う訳であります。

もう 1 枚撥ねていただきますと、10 ページであります。市債の年度末残高ということで、上の方に折れ線グラフで示してございます。新生一宮市になりましてから、概ね 800 億円前後の借入残高で推移している訳でございます。先ほど申し上げましたように、グラフが右肩上がりにならないよ

うに、できる限り右肩下がりになっていくように、つまり、プライマリーバランスが黒字になるような財政運営を心がけているところでございます。しかし、当然大きな事業を行えば、一時的には右肩上がりになる場合もある訳であります。将来に負担を残さないように、そうかといってあまり深刻的になってもいけませんので、その辺のバランスを考えながら進めていきたいと思っております。

以上、ざっとでございますが簡単に新年度の事業、そしてまた、現在の財政状況を説明させていただきました。

【会 長】

はい、ありがとうございました。ただいま市長から説明がありました。何かご質問がありましたらご発言をしてください。よろしいでしょうか。

【臼井委員】

この最初の方の物件費というのは、だいぶ増えておりますけど公共工事というのも物件費に入っているのですか。

【市 長】

公共工事は入っておりません。公共工事は投資的経費のところに入っております。

【臼井委員】

投資的経費といいますと新しい市の新しい事業を起こそうとするときに充てる資金に使うのかと思っていまして、減っているのはちょっと心配なところがあるのですが。

【市 長】

特に、いわゆる一般土木という部分、地元の皆様のご要望にお応えするというような、ここ数年前から少し抑え気味になっておりまして、そういったところが影響しているのではないかと。先程から申し上げておりますとおり諸費がどんどんいろんなところに使われるということがありまして。確かに投資的経費は少ないかなと思いますけれども。

【臼井委員】

まち起こしには投資的経費は必要ではないかと思うのですが。

【市 長】

下水道事業はこの中に入っておりませんので、下水道関係が結構大きい金額ですので、そういったものも含めるともっと大きなものになってきます。

【会 長】

よろしいでしょうか。ご質問もないようですから、次の議題 4 番「合併後の自治組織について」を議題とします。事務局、説明をお願いいたします。

【地域ふれあい課長】

合併後の自治会組織につきまして説明させていただきます。私、地域ふれあい課長の牧野といいます。どうぞよろしくお願いを致します。

地域ふれあい課の方で町内会に関係することを担当しておりますので、私の方から説明をさせていただきます。事前にお送りさせていただいております、自治組織の現況と世帯数、A3の三つ折の二枚ものでございますけれども、こちらの方に沿って説明をさせていただきます。

最初に、この後「連区」という言葉が多々出てくるかと思いますが、まず、「連区」というのをご説明させていただきます。戦前は、「連合町内会」と言われていたようでございます。それがいつの頃からかはっきり分からないのですが、「連区」と呼ぶようになったということでございます。

それでは、二枚目の(2)の参考データの旧一宮市地区における連区の世帯数というところがあるかと思いますが、こちらの表の左側の宮西、神山、向山それと右側の貴船、大志が昔からの旧一宮市の中心部でございます。旧一宮市で小学校区ごとの連合町内会ができたということでございます。大志の下の富士ですが、こちらも昔からの一宮市の中心部に新しく富士小学校という学校が新設されたということから、新たに昭和40年代後半位だったと思いますが、富士連区というものができたということで、これも小学校単位ということでございます。

左側を見てみますと、葉栗、丹陽、北方、今伊勢、萩原、右側にいきまして西成、浅井、大和、奥、千秋といったところは、昭和15年、それと昭和の大合併の昭和30年、こういった時に合併しました旧の行政単位である村、町が連区となっているということでございます。ですから、中心部が小学校単位、合併をしたところについては昔の行政単位で連区が出来上がっているということでございます。

1ページの方へ戻っていただきまして、現在の旧一宮市と旧尾西地区、木曾川地区の現況でございます。少し数字が古いですが、世帯数95,403世帯ということで、尾西地区が19,129世帯、木曾川地区が9,748世帯ということで、今言いましたように旧一宮市には16の連区、世帯数平均で行きますと5,963世帯ということでございます。町内会の数でございますが、529町内、平均で言いますと180世帯ということでございます。

尾西の方をこの後説明させていただきますが、6連区でいくということになりました。現状のところは51の区ということになります。51の区で平

均しますと 375 世帯でございます。町内会の数としましては総代単位でございますが 234 町内、平均でいきますと 82 世帯でございます。

木曾川町の方でございますが、9,748 世帯ということで、こちらの方は 1 連区で行くということで、調整が整ったところでございます。木曾川も区制を引いていまして、10 の区からなっていまして、平均で 975 世帯でございます。町内の数は 84 町内でございます、こちらは「町内会長さん」ということとお呼びをしておりますけれども、平均でいきますと 116 世帯でございます。現状でございますけれども、町内会が新たにできたということもあります、旧一宮市の方、先程 529 と言いましたけれども、現在は 531 になっております。尾西地区でございますけれども、一部統廃合された町内がございます。また、町内会を解散されたところもございまして、旧尾西の方が、現在 232 町内となっております。

連区の関係をお話させていただきますけれども、それぞれ旧一宮市の地区におけます連区には、多くの組織ができております。そういった組織と町の関係について少しお話をさせていただきます。連区の組織で、一番根幹を成すのが町会長会ということでございます。連区によりましては、町会長協議会というような名前と呼んでいるところもございますけれども、この町会長会というのが一番中心となりまして、各町会の代表者として町会長を選出、また連区単位で町会長会を組織しまして連区内の効率的な町内会運営と連区内の各種事業の推進をしているということでございます。

ここに表が書いてございますけれども、表の下に から という説明が書いてございます。この説明書きを読ませさせていただきます。市へ届出をさせていただいておりますのは、町会長さんと町会長連区代表者の方、通常連区長と呼んでいるわけですが、連区長といいますのは、連区の町会長の代表者の方ということになるわけでございます。

表の中にブロック長とか校下長、副連区長、区長、代表町会長という名前も書いてありますが、これは、それぞれ独自で、任意で設置しているものでございまして、私ども市には届出をしていただいているということでございます。届出をいただきまして、市長が委嘱を行いますのは町会長さんのみでございます。連区長も町会長であるため、改めて連区長に委嘱することはありません。

町会長連区代表者、連区長を中心に連区の町会長会を組織しており、一般的には連区長の下に 2、3 名の副連区長、そこには書いてありませんけれども、会計とか会計監査といった役職者を選出してみえるということでございます。それと、連区内の町内会をいくつかの地区を分けてブロック長というものを作っているところもございます。それと校下長というのは、西成でございますが、四つの小学校から成っておりますので、小学校区毎に校下長という役職を設けてみえるということでございます。それと、集会施設や諸行事と言いますのは、地域の公民館の運営、墓地の関係または市とは関係ないで

すが、神社の関係など複数の町内が合同して運営にあたっているということから、旧の一宮市におきましても区長さんという方がみえます。区長さん、中には代表町会長とか、連合町会長とか言うような形で、大体大字単位で区長とか代表町会長を設けて、公民館等の運営に当たってみえるということでございます。ただ違いますのは、連区長は当然でございますが、副連区長、ブロック長、校下長、代表町会長、区長も町会長の中から選出してみえるということでございます。

行政との関係になってきますけれども、市の広報、市役所の各課から文章の配布や回覧を依頼する場合、その町内会に対する補助金というものがありますが、その申請、届出すべて町会長へ依頼しているところでございます。尾西地区につきましては、従来区長さんの方へ依頼をしておりましたが、今後は総代さん、町会長さんの方へ依頼するという事になってこようかと思えます。それと、新たに自治組織を対象とした事業等をはじめの場合、また既存の事業を変更する場合等、事前に連区長を中心に連区長会というものを組織しております、そちらの方で事前に相談、協議等を行う場合もあるというようなことでございます。

その他、連区の中には交通安全パレードや、街頭監視などをする地域の交通安全会という組織や、一宮市防犯協会の支部が連区ごとにできております。防犯キャンペーや防犯パトロールといったことをやられるものでございます。その他、学校外活動推進委員会ということで三世代交流活動、親子のふれあいレクリエーション大会、餅つき大会、映画会等学校の方が土日休みになった関係から学校外活動を推進するという事で組織されております。それと、高齢者が健康かつ生きがいを持って充実した生活を送っていただくために、高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会というのもできておまして、教養講座、スポーツ大会、趣味クラブの講座もやってみえるということでございます。

1枚撥ねていただきまして、連区に公民館という組織ができております。各町内会から推薦された推進委員さんを中心に、連区単位で地区公民館の自主事業を実施しており、青少年、成人、女性、体育、レクリエーションといった事業を推進してみえます。旧尾西の方では、地区ごとに運動会を行っていますけれども、旧一宮市の方におきましては、公民館事業の中で運動会をやっているということでございます。その他、女性の会、民生委員協議会、児童育成協議会等いろんな組織があります。たぶん全ての連区に組織されているというものではございません。

3番目、尾西地区の連区制導入について協議させていただきましたが、原則としては、合併時の行政単位といったものから連区が設置されていることから、尾西の方でも、その考えからいけば1連区ということになるのではないかと協議もいたしました。そうしますと、3の(1)の下の方に書いてありますように、1連区1万9千世帯、ということのでかなり大きな連区に

なってしまうというようなこと、旧一宮市が 16 連区から成っているということですから、中学校の校区単位に近いということから、中学校区で 3 連区ではどうでしょうかというようなことで、これも平均世帯数ですと旧一宮と比べても遜色が無いということではいろいろと話しをさせていただきましたが、従来から各地区の運動会については、六つの地域で実施しているということ、それと社会福祉協議会の支会も六つで活動していたというようなことから、六つで連区をスタートするのであれば一番スムーズにスタートできるのではないのかというような結論に達したところでございます。

(2) 参考データの のところでございます。六つの連区という場合、起、三条、朝日、小信中島、大徳、開明でございますが、現在の区の数、町内会の数、世帯数の数を掲載させていただきました。起が 1, 262 で世帯数的には少ないということで、一番大きなところになると三条で 4, 245 ということでございます。それでご存知のように木曽川は一つの連区で行くということで、9, 748 世帯ということになります。

木曽川もそうでございますが、尾西についても最後の 4 番のところでございます。平成 17 年の 10 月から、各ブロック六つの地区から 2 名の代表に出いただきまして、10 回ほど連区制の導入等について話し合いを重ねてきました。その経過をここにまとめさせていただきました。

まずは尾西地区についても、一宮市の他の地区と同様に連区制を導入する。連区については先ほど言いました六つとする。市行政に関して連絡調整をつかさどるのは、原則として総代さんとする。町内会の規模については大小様々でございますけど、その再編につきましては各地区の検討に委ねさせて頂くということでございます。(5) については、検討委員会のメンバーのことを書いてありますので省略させていただきました。(6) でございますが、連区制のスタートは平成 20 年 4 月 1 日からということで、この自治組織の検討委員会というのは、区長さんを中心に組織されているものでございます。

今年度 19 年度でございますが、連区制の導入に向けまして、今走って説明しました各組織の組織づくりに力を向けて行きたい。というようなことを思っているようなわけでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【会 長】

はい、ただいま説明が終わりました。質疑を行いたいと思いますが、何かご質問があればおっしゃってください。

【岩田委員】

各それぞれの連区、具体的に来年度からスタートする訳ですが、かなり前もって準備しなくてはいけないはずですが、実際にこの自治組織検討会というのは六つが集まってやっているのかもしれませんが、それぞれの連区、単

独で組織化が動いているのでしょうか。

【会 長】

動いているのではないですか。私もはっきり分かりませんが、今現在の区長さん方でたびたび寄ってやってみえるというようなことは聞いております。それは地域に任せるということで、我々が質問してこうしろとか、やはり地域のやることです。6 連区に決まったのですから。市の指導において今後、すぐ完全なものではできませんので順次、一年一年これはこう変えていかなければ。6 連区ということは各区長さんがもう承諾されて決まっておるわけですから。これは報告事項のようなものですから、よろしいですね。

はい、質問もないようですので、これで終わります。従いまして、議題 2 番の諮問についての答申をしたいと思います。答申の準備ができましたか。変わったところ、皆さんが意見を言われて付け加えたものを説明してください。

【総務管理課長】

よろしいでしょうか。先程、答申文につきまして案を示させていただきました。その中で、委員さんの中から「合併後の市域全体のこと考えた基金運用を考えるべきではないか」というご指摘をいただきましたので、その部分を文章の中に入れさせていただきます。答申文とさせていただきますのでよろしくお願い致します。

【会 長】

答申。一宮市長 谷一夫様。尾西地域審議会会長 吉田弘。地域振興のための基金の活用に関する事項について（答申）。平成 19 年 5 月 22 日付一宮企発第 5 号で諮問のありましたこのことについては、地域審議会の設置等に関する協議第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり答申します。（答申事項）地域振興のための基金の活用については、諮問書のとおり活用されることが適当と認めます。（理由）合併後の新一宮市には、地域に根ざした誇りある文化・芸術の施設があります。これらの施設が市民に親しまれる施設として利用されることを切に望むものです。当尾西地域には、三岸記念美術館があり、画伯の出生地跡に建設された文化の誉れ高いこの地域のシンボリック建築物があります。今日までに画伯にちなんで企画された特別展、企画展などは、広く遠隔地からも来館があり、今も強く愛好者の心をつかんでおります。さらに、新進作家の作品展の開催、小中学生を対象とした美術教室の開催、広く市民を対象とした講座の開設等、文化芸術の発信基地として幅広い利用がされております。今後とも他の施設との調和を図りながら基金を活用して運営を図られたい。以上であります。

【市 長】

どうもありがとうございました。

【会 長】

時間もありませんが、レジメの議題 5「その他」について、何かありますか。ありましたらおっしゃっていただきたいと思います。ご発言を願います。

【尾西事務所長】

事務局としてはありません。
(ありません。の声)

【会 長】

予定の時間 10 分ほど過ぎましたが、平成 19 年度尾西地区第 1 回の地域審議会をこれをもって終わります。ありがとうございました。

(午後 5 時 10 分閉会)